

税の滞納と換価の猶予について

～一括で支払えない税金をどうするか～



税務・会計の 集中セミナー

●今回の先生/
税理士の天野俊裕氏



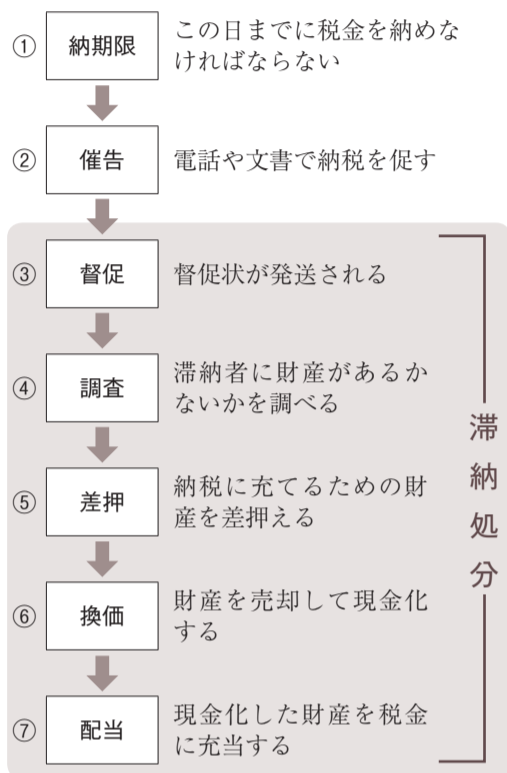
税金を決められた期限までに納付しない場合は、納付するまでの日数に応じて延滞税がかかります。そして税務署などからの督促を受けてもお納付しない場合は、財産の差し押さえを受けることとなります。

しかし、税金を一括で納付することができない場合には、その納付や財産の差し押さえについて、一定期間の猶予が認められる制度があります。それが、納税の猶予と換価の猶予です。

これまでこの2つの制度は、適用のための手段や要件などが非常に限られていたため、多くの納税者に広く活用されてきませんでした。平成26年の国税通則法の改正によって、実効性のある使いやすい仕組みへとリニューアルされました。

本稿では、税金を一括で納付することが困難になった場合に、この新しい猶予の制度をどのように活用していくべきかについてのポイントを整理したいと思います。

【図表1】納期限から滞納処分までの流れ



滞納という状態とは？

図表1は納期限から滞納処分に至る一連の流れを示したものです。まず、①の納期限までに納税をせずにいけば、税務署から最初の問い合わせ(②催告)があります。この時点ではまだ「未納」という扱いですが、この状態のままに納付に応じないでいると、今度は正式に③督促状が発送さ

分割納付のための制度とは？

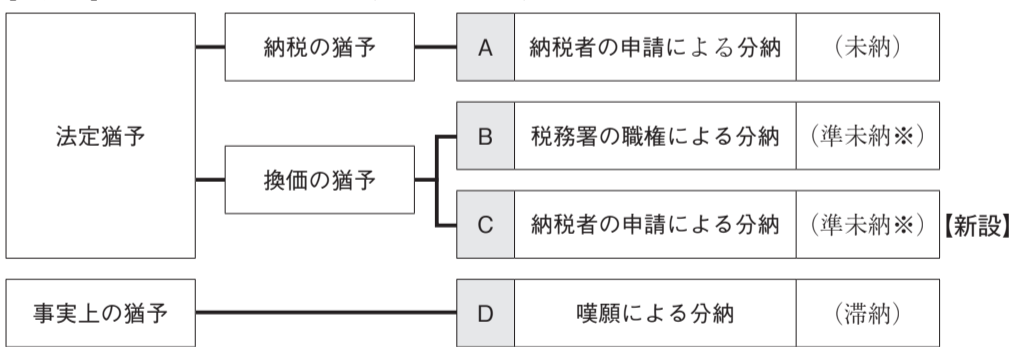
それでは、税金を一度に支払えない場合には、どのような選択肢があるのでしょうか。図表2は税金を分割で納付するための諸制度を示したものです。従来は、A、B、Dの3つでの運用

やむを得ない事情があれば納税の猶予を

「納税の猶予」とは、災害、盗難、事業上の著しい損失の発生、休廃業、1年以上の課税の遅れ(例えば過年度の修正申告が重なって一時的に納税額が高額になった場合など)が原因で、一括での納税が困難になったときに、納税者の申請に基づいて納税を先延ばしにする制度です。

猶予が認められると、延滞税が減免され(全額または2分の1)、納税が猶予されている間(通常は1年以内)に分割で税を納付していくこととなります。この制度を利用するためには、納付が困難な理由として災害等の特別な事情がなければなりませんので、こういった特別な事情がない

【図表2】分割納付のための制度(平成26年改正)



※滞納でありながら実質的には未納とほぼ同様の扱いを受けることを指す。

「換価の猶予」とは、滞納者やむを得ない事情がなければ換価の猶予を

「換価の猶予」とは、滞納者から申請書の提出が必要で、単に納税相談に当たっては特に期限などはありませんが、1年以上の課税の遅れを原因とした猶予を受ける場合には、修正申告書の提出期限が申請期限になります。

ポイントとしては、納税者側からの申請書の提出が必要な制度ですので、単に納税相談に当たっただけでは、なんとなく事実上の猶予とされてしまうこともありますが、注意が必要です。

猶予が認められると、滞納者でありながら、滞納処分が一時的中断され、延滞税も減免されますので(2分の1)、実質的には納税の猶予(未納)と同じ扱いを受けることとなります。

申請期限は納期限から6カ月以内ですが、納税についての誠実な意思を表明する意味でも、できれば納期限までに(または督促を受ける前までに)申請し

【図表3】換価の猶予が受けられる基本的な前提

I	一括で納付をすると事業の継続や生活の維持が困難になること
II	納税についての誠実な意思があること
III	猶予を受けようとする税以外に滞納がないこと
IV	納期限から6か月以内に申請書を提出すること
V	担保の提供があること(保証人でも可。100万円以下は不要)

新制度のキモは有言実行!

平成26年改正で、申請型の換価の猶予が認められたことの実質的な意味は、「納税についての誠実な意思の表明」の見える化(制度化)です。つまり、滞納処分を受けている場合であっても、納税者が誠実な納税の意思を示した上で、一定の根拠(裏付け)をもって分納を履行しようとする場合には、その者にチャンスを与えようとするものです。

これまでは、法定猶予による分納の適用はごくわずかで、その多くは延滞税の減免のない事実上の猶予で取り扱われてきたのが実態でした。しかし改正後においては、法定猶予(特に換価の猶予)による申請件数が増加傾向にあり、許可される割合も高まってきています。

また、国税通則法の猶予制度は、国税だけでなく地方税(固定資産税、住民税、国民健康保険など)にも準用されますので、猶予制度の全体的な考え(骨格)を踏まえておくことは、大変重要なことといえます。